

人を助ける 人を支える

一般社団法人 宗教者支援協会とは

各専門家を相談員に迎え、宗教者の皆様と共に信者様の「どうしたらいいの？」に寄り添う非営利団体です。

宗支協グループ

収益の一部は災害支援や慈善事業への助成など、宗教者が行う公的活動支援に役立てられています。

助成実績

- 食材提供支援・助成金支援
- 石川県能登半島地震被災地支援・助成金支援
- こども食堂宅配バイク贈呈
- こどもネイル体験教室講師派遣

HP
一般社団法人
宗教者支援協会



公式LINE
一般社団法人
宗教者支援協会



Instagram
一般社団法人
宗教者支援協会



Facebook
一般社団法人
宗教者支援協会



HP
ミチコネクト



HP
あき労務管理
オフィス



HP
競売回避
支援センター



HP
境内地ネット



HP
空き家ネット



HP
建物修理
支援センター
つむぎ



団体概要

団体名	(非営利型) 一般社団法人 宗教者支援協会
代表理事	箕面 純一
所在地	神戸市東灘区深江北町4丁目10番15号 大植ビル2階
電話番号	078-855-4630
メールアドレス	info@shukyosha-shien.net
事業内容	宗教者が檀信徒及び地域社会などに対して行う公益的な活動に対し、必要な支援を行い宗教者を通じた地域社会への貢献に寄与することを目的とする
設立	2023年(令和5年)6月1日
基金	有(理事会・監事設置法人)
相談実績	神社神道 教派神道 仏教各宗 その他諸宗
顧問	顧問弁護士：浅井総合法律事務所
保有資格	弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・行政書士 不動産鑑定士・建築士・土地家屋調査士・ 宅地建物取引士・FP・社会保険労務士・ 損害保険トータルプランナー・ 賃貸不動産経営管理士 その他国家資格者在籍

関連コンテンツ



任意売却専門
競売回避支援センター



建物修繕支援センター
TUMUGI



あき労務管理オフィス



MichiConnect



skyu@shukyosha.net



宗教不動産専門検索サイト
境内地ネット
keidaichi.net

ご相談はこちら

電話でのご相談は9:00 ~ 17:00(土日祝定休)

電話

078-855-4630

WEB

問い合わせフォームはこちら →

全国
のご相談に
対応可!

相談
無料

宗教者の皆様へ

信者様等で相続にお悩みの方は
おられますか?

相続は相続発生後より生前対策が重要です。

- 財産の管理をお任せする「家族信託」
- 財産と身上をお守りする「後見人制度」
- 施設入所等の保証人となる「身元保証人」

平日頃、宗教者様が身寄りの無い信者様へ人助けとしてなされているご活動は法的に守られていないことが多く、信者様の生前に手続きをしておけば良かったと後悔されるケースをよく聞きます。

通常、このような手続きは高額な対価を支払って行っており、「後見人制度」や「身元保証人制度」といいます。

その法的手続きを行わずにしていると、認知症を患われた信者様の入院中のサポートがしづらい場合や、死後、信者様の財産は国庫に帰属されますし、信者様のご自宅から神様や仏様の引き上げもままならない場合もあり、信者様の財産をお守りするためにも、生前に法的手続きを済ませることが大切です。



一般社団法人宗教者支援協会正会員



相続後見支援センター

相続の流れ

① 相続人の確定

「被相続人」つまり故人の戸籍を生まれたときから全て集めます。

② 遺産の確定 資産・負債

「被相続人」つまり故人の不動産・株・預貯金・借金などを調査します。相続人が把握していない場合は、金融機関やその他の方法でお調べします。

③ 分割協議

「被相続人」つまり故人の財産について、法定相続人全員でどう分割するか話し合います。

④ 遺産の分配・ 不動産登記

相続財産である不動産を誰が引き継ぐかが決まったら、その内容をまとめた遺産分割協議書を作成し相続人全員が署名し、実印で押印します。

相続手続きには、やらなくてはならない「たくさんの手続き」があります。それは、預金や株式の解約など暮らしの手続きから、専門的な手続きまでふくめると125種類以上に及びます。

知らないではすまない失敗談

1. 相続手続きをしなかったために相続人が増えてしまい不動産を売ることができない
2. 相続税の申告をしなかったら、税務署から連絡がきた
3. 相続費用の助成金の申込期限が過ぎてもらえなかった
4. 銀行に本人が亡くなったことを伝えてしまって口座が凍結してしまった
5. 葬儀費用の行政等の助成金を申込期限が過ぎてもらえなかった
6. 施設に入所する親族の不動産を売却しようとしたが、裁判所の許可がないと売却出来ないなんて知らなかった

125種類以上におよぶ相続手続きを
当支援センターでお手伝いいたします



3つの柱で相続をご支援

「生前にやっておけば良かった」をご提案します。



家族が
代わりに行う
財産管理
支援

家族信託

認知症などで判断能力が低下したときに、家族にご本人の財産管理を任せる制度です。家族信託は財産所有者が元気づけであればいつでも信託契約を結ぶことができます。

このような方に

- ・親の「物忘れ」や「老い」が気になる
- ・親の資産で親の介護費用をまかないたい
- ・親が認知症を発症するかもしれない
- ・親が賃貸不動産を所有している

ご本人に
代わり
法律行為・
身上監護支援

成年後見人制度

ご本人が生活上、不利益を被らないように支援する制度です。

法定後見人

判断能力が低下した人を
守る

任意後見人

判断能力が低下した時に
予め備える



このような方に

- ・認知症の症状が出始めて将来が不安
- ・認知症の親が不要なリフォームなど消費者被害にあっているようだ
- ・認知症の親の預貯金の管理が心配...

相続後見支援センターの
3つの柱

身元保証人 身元引受人

時に
債務保証を
伴う支援

身元保証人

ご本人に代わる
意思決定、トラブル時の対応、支
払い債務の連帯保証の役割など

身元引受人

亡くなった際の
身柄の引き受け、荷物の引き取り
や退去時の手続きなどを行う

このような方に

- ・施設に入居したいのに身寄りがおらず、どうしたらいいかわからない
- ・緊急入院時に駆けつけて、病院との協議、事務手続きをしてくれる人がいない
- ・家族に迷惑や負担をかけたくない



よくある質問 Q & A

Q 身寄りのいない信者さんが亡くなられて自宅に神棚が残されているのですが、教会側で引き上げてほしいのでしょうか

A 相続権のない人が故人の所有物を処分・売却することはできません。その場合、相続財産管理人の申し立てを裁判所に行います。裁判所から選任された弁護士と協議のうえ、引き上げる手続きを行います。

Q 認知症の症状が出始めた信者さんが親族からは支援を拒否されています。何かいい方法はありませんか

A 任意後見という制度がございます。会長様が信者様の後見人となり、信者様の財産管理や身上監護を代理します。

Q 頼れる親族がいない信者さんから施設入所の相談を受けております。保証人はどうすればいいのでしょうか

A 身元保証制度がございます。親族に代わって会長様等が保証人を務める制度です。信者様の事務行為の代行や死後の手続き代行など、当事者間で任意に内容を決めることができます。

Q 相続した家屋を解体したいのですが費用負担を抑える方法がありますか

A 解体費用の助成制度がございます。各自治体によって条件は異なりますので、支援協会にご相談いただきましたら調査いたします。